

**違反事例で学ぶ
公職選挙法
60選**

はじめに

選挙は、国民が意思を託して政治の方向を定める基本的な制度であり、日本国憲法に掲げられた「国民主権」を具体化する仕組みです。これを体系的に定めているのが公職選挙法であり、選挙の公正性と透明性を確保するために多様な規定が設けられています。選挙が法に則り適正に実施されることは、民意を正確に反映し、政治への信頼を支える前提となります。

しかし、残念なことに公職選挙法違反や同法に抵触するおそれのあるトラブルの事例が後を絶ちません。とりわけ2024年に行われた東京都知事選挙では、公職選挙法に違反・抵触する、あるいはその精神を揺るがす事案が複数確認されました。候補者ポスター掲示板には、成人向け広告や芸能人肖像の無断使用、インターネットサイトへの誘導など、選挙とは無関係の不適切な内容の掲示が多数見られ、市民から不信や違和感の声が上がりました。さらに政見放送においては、性的表現や差別的表現、対立候補への誹謗中傷にあたる内容が放送される事例が確認され、選挙の公正性が著しく損なわれました。さらに、他候補の演説を妨害する行為や、動画配信を通じた違法な宣伝活動といったこれまでに類を見ない手法の違反も顕在化しました。これらの状況を受け、選挙の公平性や公共性への懸念が広がり、制度の見直しや法改正を求める声が増えています。

選挙違反は当事者の「認識不足」で済まされるものではなく、刑事罰や当選無効など重大な結果につながることがあります。一方で、公職選挙法の条文や解釈は専門的かつ複雑なため、候補者や関係者、選挙管理の現場においても判断が難しいケースがあります。特に近年はインターネットやSNSの普及により、従来想定されなかった行為が問題となることもあり、法の趣旨を理解したうえで、時代の変化に即した適切な対応を行うことが求められるようになっていきます。

本書『違反事例で学ぶ公職選挙法 60選』では、こうした現状を踏まえ、報道記事などから実際に発生した60の違反事例を取り上げ、その概要と違法とされた理由について解説しています。また、各事例には「判断のポイント」を整理し、候補者や関係者が注意すべき点を示しています。本書が選挙管理委員会関係者や公職の候補者、あるいは立候補予定者や有権者など、選挙に関わるすべての方々にとって、公職選挙法の理解を深め、適法で公正な選挙を行う上での参考となることを願ってやみません。

目次

第1章 候補者等

買収罪と寄附禁止

- 01** 事例 選挙前に地元議員らに現金を渡し、買収容疑で逮捕 …… 12
- 02** 事例 不出馬の見返りに現金50万円を渡し、選挙を無投票に … 16
- 03** 事例 選挙支援の見返りに寄附を約束するメールを送付 …… 18
- 04** 事例 選挙公約で「市民1人に5万円を配布」と公言 …… 20
- 05** 事例 市議会議員が市民イベントに祝儀 …… 22
- 06** 事例 現職国会議員が著書を公民館に寄附 …… 24
- 07** 事例 市長後援会がパーティー招待券を議員に郵送 …… 26
- 08** 事例 町長がクーポン券付きの名刺を配布 …… 28
- 09** 事例 衆議院議員が有権者の香典を持参 …… 30
- 10** 事例 選挙区内のNPOのクラウドファンディングに寄附 …… 32

選挙運動

- 事例 11** 選挙期日当日に候補者がブログを更新 …………… 34
- 事例 12** 虚偽事項を記したビラを頒布の疑い …………… 36
- 事例 13** 選挙ポスターに虚偽の内容を記載 …………… 38
- 事例 14** 不適切な内容の政見放送 …………… 40
- 事例 15** 対立候補の選挙運動を妨害 …………… 44
- 事例 16** 選挙ポスター掲示場の候補者枠を事実上販売 …………… 46
- 事例 17** 選挙運動で有料動画広告を配信 …………… 48
- 事例 18** 未成年者（現在は満18歳未満の者）による選挙運動 …… 52
- 事例 19** 候補者の氏名を書いた「たすき」をスタッフが着用 …… 54
- 事例 20** 市議会議員選挙立候補予定者が市の施設でチラシを配布 56
- 事例 21** 陣営から150人にショートメールを送信 …………… 58

住所要件

- 22** 3か月の居住要件を満たさないことによる当選無効 …… 60
- 23** 住所要件を満たさない候補者への投票 …… 64

第2章 選挙管理委員会

- 24** 選挙ポスター掲示場の枠不足 …… 68
- 25** 選挙管理委員会がピラ証紙の用意を失念 …… 71
- 26** 選挙管理委員会が繰り上げ当選を失念 …… 73
- 27** 候補者本人を開票立会人に選任 …… 75
- 28** 選挙人名簿閲覧状況の公開を怠る …… 77
- 29** 選挙管理委員会が収支報告書を紛失 …… 79
- 30** 開票済み投票用紙を誤廃棄 …… 81
- 31** 有権者の不在者投票を拒否 …… 83
- 32** 選挙権回復者に入場券を送付せず …… 86

事例 33	選挙管理委員会事務局職員の誤説明で選挙権喪失……………	88
事例 34	候補者の氏名を誤表記……………	91
事例 35	投票用紙記載台揭示の候補者順を間違ふ……………	93
事例 36	選挙管理委員会委員が有権者に選挙運動用葉書を送付…	95
事例 37	投票管理者による選挙運動……………	97
事例 38	投票立会人が投票棄権者の氏名を漏らす……………	99
事例 39	投票用紙の交付誤り……………	102
事例 40	選挙管理委員会幹部が白票水増し……………	105
事例 41	衆議院議員選挙、国民審査で白票水増し……………	108
事例 42	臨時職員が投票所内を写真撮影……………	111
事例 43	投票箱の鍵を入れた封筒の封印忘れ……………	113
事例 44	選挙管理委員会によるポートマッチ……………	115

第3章 その他

- 事例**
45 選挙権の喪失・回復情報の伝達漏れ…………… 120
- 事例**
46 地検の通知ミスで公民権停止…………… 122
- 事例**
47 市長が市の職員に投票を依頼…………… 124
- 事例**
48 市長が候補者を連れて市役所内を案内…………… 126
- 事例**
49 地位を利用して後援会への加入を促す…………… 128
- 事例**
50 高校の授業で立候補予定者が主演の映画を上映…………… 130
- 事例**
51 選挙人名簿の不正利用…………… 132
- 事例**
52 村長が戸籍抄本の休日発行を許可せず選挙が無効に …… 134

- 事例**
53 選挙公報を配達員が遺棄…………… 137
- 事例**
54 社長が従業員に特定の候補者への投票を指示…………… 139
- 事例**
55 特養事務長が不在者投票を勝手に代筆…………… 141
- 事例**
56 期日前投票と当日投票の二重投票を試み、SNSに投稿… 143
- 事例**
57 船員不在者投票制度の悪用…………… 145
- 事例**
58 公民権停止中に戸別訪問、親族への投票を依頼する… 147
- 事例**
59 新聞社社長が特定候補応援記事を新聞に掲載…………… 149
- 事例**
60 虚偽の転入届を提出後、投票…………… 151

●本書において、「法」とは公職選挙法（昭和25年法律第100号）、「令」とは公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）、「則」とは公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）を指します

第1章 候補者等

公職選挙法の違反に関する事例は、公職の候補者等にかかわるものが多いと言えます。他の候補者に比べ、一票でも多く獲得して当選することを目指すため、違反に及ぶことがあります。

その中でも、買収や地盤培養など選挙とカネにまつわる違反が多く見られます。政策や候補者の人となりといった要素ではなく、カネにより選挙結果を変えようという行為は、選挙の公正さを阻害し、許されるものではありません。

また、選挙運動の規制違反も、多く報道されます。公職選挙法の選挙運動規制は、確かに厳しすぎるとの批判がありますが、これまでの経緯によって作り上げられてきたものです。時代にそぐわない面などもあります。現に法律により規制されている以上は、守らなければなりません。一方で、法律の見直しなどにより、時代に即した規制のあり方も考えていくことが必要でしょう。

最近、当選を得るためではなく、選挙に関係のない目的のためポスター掲示場や政見放送を利用するなどの行為が散見されるようになりました。公職選挙法は、その認める選挙運動の枠組みの下で、各候補者が当選を目指して自由に戦ってもらうことを前提に構築されているので、選挙に関係のないものについて規制は置かれていません。そこを突かれた形ですが、このような事態にどうやって対応するかが問われています。本来行われるべきである当選を目指した選挙運動の自由を確保した上で、どのような規制が望ましいのか検討していく必要があります。

買収罪と寄附禁止

事例

01

選挙前に地元議員らに 現金を渡し、買収容疑で逮捕

■ 事件の概要

大臣経験者で衆議院議員のX氏は、妻である参議院議員Y氏とともに、Y氏自身が2019年に行われた参議院議員選挙における所属政党の公認候補となった直後の2019年の3月～8月にかけて、地元の県議会議員や市議会議員など100人に合計約2,900万円を渡したとして2020年6月に公職選挙法違反(買収)で逮捕された。

X氏は地元議員や後援会関係者95人に、Y氏は地元議員5人に現金を渡した。

■ 関係者の対応など

X氏、Y氏ともに現金提供を認めた一方、2019年4月に行われた統一地方選挙の陣中見舞いや当選祝いであり、買収資金ではないと主張した。領収書を求めなかった理由についてY氏は、個人献金として渡したもので領収書は必要ではないとした。

他方、現金を提供された側の大半がX氏、Y氏の言動から票の取りまとめ依頼の意図を感じたと説明。中にはX氏から「Yをよろしくと言われた」と話す者もいた。訪問を受けた県議会議員の中の一人は「参議院議員選挙の前なので票の取りまとめ依頼と受け取ることができる。だから受け取らなかった」と話した。別の県議会議員は、県議会議員選挙で当選した当日、Y氏が当選祝い

として封筒を差し出したが、現金だと推測してその場で返却した。参議院議員選挙の話は出なかった。X氏、Y氏から200万円を受け取ったとされる県議会議員は、50万円は個人的に使い、150万円は寄附として処理したと説明。この件については、議員辞職になっても仕方がないと述べた。

政治資金収支報告書に受領したことを記載した政治家は5名。検察の聴取後、受け取った記憶があったので記載した、寄附にあたると考え記載したなどと話している。不記載とした政治家は、その理由を「返金した」「領収書を出せていない」「金は検察に提出した」などと説明した。

2021年1月、東京地裁はY氏に対し、X氏と共謀して集票依頼などを目的に地元議員4人に対し現金160万円を渡したとして、公職選挙法違反（買収など）罪で懲役1年4か月、執行猶予5年（求刑1年6か月）の有罪判決を言い渡した。なお、現金を供与した他の1人についてはX氏との共謀は認められないとして無罪とした。現金授受の際に領収書を取り交わさず、Y氏自身が口裏合わせの電話をしていることなどから、買収の意図があったとしている。選挙の公正を害する行為で責任は重いとした。

Y氏は陳謝し、控訴しないことを表明し、刑が確定した。

2021年3月、それまで無罪を主張していたX氏は一転、起訴内容の大半を認め、議員辞職の意向を示した。これまでの公判で100人のうち94人が現金供与について票の取りまとめの趣旨があったことを認めている。

同年6月、東京地裁はX氏に対し、Y氏の選挙運動における総括主宰者であり、票の取りまとめなどを期待して現金を供与したとして、公職選挙法違反（買収など）罪で懲役3年、追徴金130万円（求刑懲役4年、追徴金150万円）の有罪判決を言い渡した。拒む者に対して何度も受領を迫ったり、無理やり受け取らせるな

ど悪質な態様もあり、対象者や金額も大きく、選挙買収の事案の中でも刑事責任は際立って重いとされた。X氏は判決言い渡し後、即日控訴していたが、控訴を取り下げ、実刑が確定した。

現金を受領した地元議員ら100人については、東京地検特捜部で刑事処分が検討されたものの、受動的立場であったなどとして当初は全員を不起訴とされた。しかし市民団体らが、「買収の意図を認識しながら現金を受領しており、数十万円を受け取った議員らもいて、選挙の公平性を害した責任がある。不起訴は過去の事案と比べて不公平」として検察審査会に審査を申し立てた。

2022年1月、東京検察審査会は、地元政治家100人のうち35人を起訴相当、46人を不起訴不当と議決。これを受け、東京地検特捜部は、起訴相当と議決された35人のうち体調不良の1人を除く34人を公職選挙法違反（被買収）罪で起訴、不起訴不当と議決された46人は再び不起訴不当（起訴猶予）処分とする方針を決めた。

同年3月、地検などは9人を在宅起訴、25人を略式起訴した。略式起訴された市議会議員の1人は起訴内容について認めたものの一部は買収資金ではなく陣中見舞いとしたうえで、捜査を始めてから2年以上が経過しており、5年の公民権停止は重いとして短縮を求め、正式裁判を請求した。しかし、地裁は選挙の公正を著しく損ねる買収であり短縮を考慮するほど軽い事案ではないとして退けた。

解説

選挙における買収罪は極めて重い犯罪である（法第221条第1項第1号）。

買収は公正な選挙の実現を金で歪めようとする、非常に重大な犯罪です。公職選挙法は、当選を得もしくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込みもしくは約束をしたときは、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処すると規定しています（法第221条第1項第1号）。

本件では、買収罪に該当しないようにするため、他の選挙に対する陣中見舞いや当選祝いとの主張がなされていました。しかし、買収罪に当たるかは、金の配布の時期や受け渡しの状況、両者の関係性などから総合的にみて判断されるものなので、特に本件では買収の範囲が広範で許されるものではありません。裁判ではこのような主張は否定されています。

また、買収罪は金を提供した側のみならず、これを受けた側も同罪とされています（同項第4号）。選挙に携わる者は、買収罪の重大さを肝に銘じておかなければなりません。